

## 第4回 阪南市住民センターあり方検討審議会 会議録

|      |  |  |
|------|--|--|
| 名称   | 第4回 阪南市住民センターあり方検討審議会  |  |
| 開催日時 | 令和2年3月17日(火) 午後6時00分～午後8時00分   |  |
| 開催場所 | 阪南市役所 別棟2階 第3・第4会議室  |  |
| 出席者  | 三星会長、藤井副会長、西浦委員、土井委員、肥田委員、吉田委員、山本委員、岡委員、<br>(欠席：北浦委員、谷下委員、小坂委員、南山委員)   |  |
| 事務局  | 森貞総務部長<br>地域まちづくり支援課 戸崎課長、寺本主幹、藤井総括主査、岩下総括主事   |  |
| 傍聴人数 | 0人   |  |
| 議題   | 住民センター利用制限の緩和について  |  |
| 資料   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料1 第3回審議会で頂いたご意見について</li> <li>○ 資料2 利用制限の緩和について</li> <li>○ 参考資料1 河内長野市コミュニティ活動拠点改修補助金制度資料</li> <li>○ 参考資料2 地縁団体認可申請書類</li> </ul> |  |
| 会議   | 会長あいさつ   |  |
|      | 会長   | <p>皆さんこんばんは。大変な中をお集り頂きましてありがとうございます。肅々と審議を進めていくということで、開催をさせていただきました。</p> <p>早速、議事に入っていきたいと思いますので、次第3の報告案件、第3回審議会で頂いたご意見についてということで、前回、審議会で今後の住民センター運営ビジョンのたたき台の中でいくつかの制度のこともありましたが、それらについて、もう少し詳しく示してほしいと事務局へお願いしておりましたので、説明をお願いしたいと思います。事務局より資料1に関する説明をお願いします。</p>   |
|      | 次第3 報告案件 第3回審議会で頂いたご意見について   |  |
|      | 事務局  | <p>〔資料1について〕</p> <p>資料1の1～3に示しているものは、あくまでも今後の方向性を示しているものであって、現時点では採用を決定したものではないことを説明。</p> <p>〔資料1の1. 空き家の利活用を目的とした社会資本整備総合交付金の申請手続きについて〕</p> <p>道路との高低差により高齢者等に不便で使いにくい住民センターがある地域においては、地域内の空き家を改修して活用していただくための国の交付金を活用した補助制度を創設した場合の申請手続きの流れと自治会で用意していただく書類等について、河内長野市の事例をモデルに説明。</p> <p>〔資料1の2. 管理運営主体について〕</p> <p>地域の団体で不動産を所有していただく手法を調べた結果、自治会等の基盤で長年継続してきた既存の地域では「認可地縁団体」によることが適していることを報告し、その手続きの流れと必要書類について説明。</p> <p>〔資料1の3. その他各種制度について〕</p> <p>第3回審議会で提示した「今後の住民センターの運営ビジョン(たたき台)」に例として掲げている「地域による自主運営自主管理」へと転換していくために必要と考えられる取り組み項目の内、3点について市の考え方の方向性を報告。</p> |
|      | 会長   | <p>それでは、報告のあったことについて議論したいと思います。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。</p>  |
| A委員  | 空き家住宅の活用について、賃貸で貸す場合は問題ないが、自治会がお金を   |  |

|      |  |   |
|------|--|---|
|      |  | 出して住宅を借りるというのは考えられず、無償で借りる場合しかないと思う。無償で借りた場合、河内長野市では土地建物の固定資産税はどのようにされているのか。減免制度を作っているのか、若しくは何も無いのか確認されているか。  |
| 事務局  |  | まだ、確認しておりません。   |
| A 委員 |  | 確認しておいた方が良くと思います。昔、阪南市で公園を民間の敷地を借り受けて作り、その土地の固定資産税を減免していた時代があった。無償で借り受ける場合は減免する制度を他市で取り入れているかもしれないので。<br>もう一点、認可地縁団体の区域についてもう少し詳しく説明を聞きたい。<br>というのは、新興住宅地は一団地でその区域と自治会の範囲の整合性が取れてははっきりしているが、旧市街地の自治会では、昔からの自治会の区域があるけれども、近年できてきた小規模開発住宅地やマンションやアパートなどの住民は、自治会には一切入っていない。認可地縁団体の範囲を示すうえで、そのような自治会に全く入っていない区域の中抜きは認められなかったように記憶しているのですが。中抜きを認められないとしたら、自治会に入っていない人数の方が自治会に入っている人よりも多くなって、認可地縁団体への申請要件を得られないことも考えられる。認可地縁団体の区域というのは、中が抜けている区域があるというのはやはり認められないのですか。自治会に入っていない区域を抜いてしまうというのは。 |
| 事務局  |  | 認可地縁団体の申請区域というのは、長年継続してきた地域ということから、もともとの区域設定の中で、地域居住者というのはその枠内にお住いの方々すべてという概念では間違いなく、認可要件としては、区域内居住者の過半数以上となっておりますので、中抜きは認められないと考えられます。   |
| A 委員 |  | 中抜きは認められないのですね。   |
| 事務局  |  | 自治会によっては、小規模開発で引っ越しされてきた方々への加入促進活動をされているところもありますし、抜いてしまうというのは認められないですね。   |
| 会長   |  | 難しい問題ではありますけれども、少なくとも自治会へ加入していただく努力はする必要があるのでしょうか   |
| A 委員 |  | 自治会に入っただけでメリットがない。負担が増えるばかりで何のメリットもない。現に自治会へ入っている会員も役回りが来たら嫌。月何回か掃除に行かなければならない。そういう負担があるのでやめていくというのが現状です。   |
| 会長   |  | さらにそれに踏み込んでゆくと、入ってくれないだけでなく、足腰が弱くなって、入ろうにも入れない独身の高齢の方々がものすごく増えてきている。  |
| A 委員 |  | 高齢者の方々を排除はしない。そのような方々は掃除など参加しなくても良いということで役員にも充てない。そういうふうにはやっているはず。新たに入ってもらうために取り組んでいくというのは不可能です。というのは、説得する材料が何も無い。負担を増やすだけで、自治会に入るメリットをセールスするものが無い。私の地区は墓地の管理もある。   |
| 会長   |  | ありがとうございました。他の方はございませんか。  |
| B 委員 |  | 4ページの下に様々な交付金を交付しているとあるが、どういう補助金を交付されているのか、聞かせてください。  |
| 事務局  |  | 婦人会、子ども会育成連絡会、老人会への補助金など、地区および地区にゆかりのある団体への補助金ということになります。   |
| B 委員 |  | 横断的・総合的にと書かれているが、具体的にはどのように考えていますか。   |
| 事務局  |  | 婦人会や老人会などの団体へ、それぞれを所管する部署からそれぞれに一定  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>の補助金が交付されているが、婦人会や老人会などの団体の活動に際しての活動拠点というものが必要だと思います。現時点では具体的なものはありませんが、例えば、それぞれの団体へ交付されている交付金の内、活動拠点に対して使うであろう部分の一部を集約して施設のために使っていただく、というようなことが一例として考えられます。</p>  |
| 事務局 | <p>補足させていただきます。例えば、A、B、C、D、E、5つの団体それぞれに100万円ずつの団体補助金を交付している場合に、今の制度ではA団体は毎年100万円しか使えないが、今考えているのは、5団体それぞれが個別で使える費用を80万円にさせていただいて、残りの20万円を5団体分集約すると100万円になる。それを5団体集まって話し合ってください、例えば、今年はその100万円を子ども会に重点的に使い、翌年は老人会に使うというような、各団体補助金の一部を集約して総合的に使うというような補助金の再構築ということを考えております。使いやすい補助金のあり方を実は二年前から内部で議論しておりまして、そのようなことも今後、もう少し深めていきたいと考えております。</p>   |
| B委員 | <p>ついでで申し訳ないが、老人会の補助金について伺いたい。今、事務局より再構築と聞いたが、老人会の補助金を令和3年度には打ち切られて、箱の浦の老人会はゼロになると聞いている。それも再構築によるものか。</p>  |
| 事務局 | <p>それは、初めて聞きました。どのような事情で、そうなっているのか把握しておりません。</p>   |
| 会長  | <p>事務局から提示のあった考え方から生じているものなのかどうか確認していただいて、改めて説明願いたいと思います。</p>  |
| B委員 | <p>もう一つ、資料1で空き家の利活用について河内長野市の事例の報告があったが、阪南市として不便な住民センターを空き家に替えていく意思はあるのか。固定資産税はどうなるのか、また、河内長野市のように上限100万円出せるのか。予算措置を講じたうえで、このようなことをやりたいということを示してもらわないと、迂闊には乗れない。</p> <p>箱の浦まちづくり協議会でサロンをするため最初に空き家を借りた時に、固定資産税の減免を市へ要望したが、同じような団体の数が増えたら税収面で困るとの返事であった。</p> <p>地域活動、地域づくりを市の施策として重点的に出されているのであるから、それならせめて固定資産税を免除するというようなことは考えられないのか。</p>  |
| 事務局 | <p>予算措置の件ですが、これはおそらく阪南市民の、特に団体の多くの皆さんが市にはしごを外されたということが実際にあったのだと思います。そのようなことをしていると市は信用されませんし、他のこともそうですが、特にこの住民センターあり方につきましては、腰を据えてやろうと思えば、予算措置がセットであると我々は認識しております。今日お示ししている資料については、実際に財政部局との協議も始めております。現時点ではまだ審議会の答申に向けて議論している段階ですけれども、今後、実際に段階を踏んで具体案に入っていくときには予算措置をしっかりと構築をして、あるいは基金の話も条例設置などもきっちりして取り組んでいきたい。そうでないと前には進んでいかないと認識しております。</p> <p>税の減免の件ですが、行政が自分のところで直接使用する目的で、無償でお借りするものについては減免しております。例えば、総合体育館の駐車場は体育館の付属施設として使用するもので、無償でお借りしておりますので固定資産税を減免しております。一方で、まだ市が直接使用するものではないが非常</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>に公共的な性格が強いものについては、減免に踏み込めていない状況もあります。税の場合は公平性というところで非常に難しいところもありますので、本日頂いたご意見をふまえ、検討もさせていただきたいと思います。</p>   |
| 副会長  | <p>空き家の活用というのは、これから重要になってくると思うのですが、住民からすれば、市から修繕費が出せるとか単発の施策を提示されても使いにくいところがあると思います。</p> <p>例えば、高齢者の地域の交流拠点として使うのならば、それは公の施設として減免対象としますとか、また、例えば、介護保険上の施策として私の関わっているところでは、一般介護予防施策で地域共生型拠点の運営費を出されています。</p> <p>ですから、他の施策で家の運用ではこのようなものが出せますとか、また他の施策で、例えば子どもの事業では家開き事業のようなものに使えますなど、施策のパッケージを示してもらおうと、住民側としては、「ではこういう風に見えるな」というふうになる。</p> <p>空き家を利活用するための修繕の補助で家を確保してもらおうということだけではなくて、そもそも皆さんが心配しているのは運営支援なのですね。そこまでのパッケージが示されたら住民の方も使い方のイメージが持てる。4ページで説明のありました団体間の横断的な方策とはちょっと違って、施策の横断の示し方をこのような場合には提示していただかないと、これだけではなかなか使いづらいイメージがある。というご意見であったと思います。</p> |
| 会長   | <p>今、副会長がまとめられたように、市としてそれを施策として推進していきたいのかどうか。それからやはり、先を見据えてより伸ばしたいのか。とすると、これはパッケージのような形にして様々な組み合わせ、いろいろなケースの合わせ技をイメージして使いやすいようにして市の施策として推進していく。</p> <p>市として進めたいことを住民さんにイメージしやすいものを作って、その方向でメリットを住民さんに与えるということをぜひ検討してほしいと思います。施策として各部局で連携し、市としてどうあるべきか議論していただきたい。おそらく皆さんのご発言の落としどころはその辺に出て来ると思います。</p>   |
| C 委員 | <p>使い勝手が悪いという理由で空き家を活用するということであるが、空き家を活用した場合、本来あった住民センターの位置付けはどうなるのか。使い勝手が悪いままで良いのか。使われないままで良いのか。</p>   |
| 事務局  | <p>基本的には、移転という考えを持っております。</p>   |
| C 委員 | <p>ということは、空き家を住民センターとすることですね。</p>   |
| A 委員 | <p>公の施設としての住民センターになるのですか。位置付けがわからない。</p>  |
| 事務局  | <p>今、お示ししている空き家を利活用する補助金制度は、地域の施設として地域が申請するものです。空き家を利活用する施設を住民センターと呼ぶのかどうかは別として、地域が所有又は賃借する集会施設ということでご理解願います。</p>   |
| C 委員 | <p>公の施設ではなくすということですか。</p>   |
| 事務局  | <p>はいそうです。住民センターは、地域の方々から提供していただいた土地に、電源三法交付金制度を活用し、市が申請して施設を建てた経緯がありますので、元々は地域の方々のための地域の物という認識で、もし使われないということになりましたら、地域へお返ししていきたいと考えております。</p>  |
| A 委員 | <p>それなら分かる。元々、地区のものであるので。</p>   |
| B 委員 | <p>何を返すのか。</p>  |
| 事務局  | <p>現状のまま地域へお渡しし地域で処分していただくのか、更地にして売って</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | 残った費用を地域へ還元するのか、具体的な手法は、今後考えていく必要があります。  |
| B 委員 | 空き家を利活用して使う施設は、阪南市住民センター条例の適用になるのか。  |
| 事務局  | 適用除外になります。地域移譲がセットになります。   |
| B 委員 | 補助金を受けたら10年の縛りがかかる。毎年報告もしなければならない。途中でやめたら返金しなければなりませんよ。公金を使うということで他に縛りはないのかということと、運営については、今は、子ども会活動や福祉などで使用料を減免にしているが、使用料を取って良いのか、地域で自由にやって良いのか。   |
| 事務局  | 地域の裁量で決めていただいて結構です。  |
| B 委員 | 市がめざしている地域の活動拠点としての住民センターであるが、その考えから大きくかけ離れてしまうのではないかと。  |
| 事務局  | そういう意味では、先ほど副会長からソフト面でのパッケージのお話がありましたように、ハード面でのパッケージを用意する必要があると思います。今後の考え方として長い目で見ているのは、今、市が公の施設として持っているものを地域の方々へお返ししたいと思っています。運営費の問題もありますので、補助金を使ったり、既存の補助制度を見直したり、様々な財政的な支援をセットで考えていきたいと思っています。                        |
| B 委員 | 交付金に縛りがあるのかどうかということを知りたいのですが。  |
| 事務局  | 地域のための活動として利用し続けていただければ、他に縛りはありません。  |
| B 委員 | 河内長野市の事例では誓約書を入れている。これも縛りになりますよね。  |
| 事務局  | そうです。地域利用を10年間続けていただくということの約束事になります。   |
| 会長   | これまでのご意見を取りまとめると、空き家を地域の活動拠点として利活用する場合は固定資産税を減免してほしいという要望があったことは記録しておいてください。空き家を活用した後の制度論については、改めての議題とさせて頂きたいと思います。<br>市としては、可能性のある空き家を地図上で把握しているのか。   |
| 事務局  | 空き家の情報としては地図上で把握しておりますが、どの程度使えるものなのかどうか、地図を見ただけでは分かりません。   |
| 会長   | 住民センターの代わりに機能を持たせるとすれば、それに適した物件なのかどうかの公共の立場からの判断と、肝心なのは、住民自身が自分たちの発意で自分達の手で運営し、地域の活性化を図っていきたくてくれる物件かどうか、ということが大事になる。<br>住民さんの発意の方は、箱の浦地区が先進的に取り組まれているが、他の地域ではどうですか。  |
| 事務局  | 本課のミッションの一つとして、箱の浦地区で先進的に取り組んでいただいている、まちづくり協議会についてのガイドライン作成ということがあります。一昨年に検証実験をして、昨年度に情報収集し、本年度と2年程度かけてガイドラインを作成し、まちづくり協議会の設立について各地域へ地道に働きかけていくことを令和2年度以降の事業として考えております。<br>会長が仰います地域の発意、という部分の切り口になるような仕掛けを作りたいと考えております。 |
| 会長   | 何よりも大事なのは、住民さんの声を大事にしていきたいということです。使いにくい住民センターをそのまま使い続けるよりも、良い空き家があれば   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
|                                   | <p>ば使わない手はなくて、そこにたどり着くために皆さんが心配されていることを取り除くのが市の役割である。</p> <p>報告案件に対して皆さんから貴重なご意見を頂きましたので、記録として残しておいてください。続いて、本日の審議案件に移ります。</p>  |
| <p>次第4 審議案件 住民センター利用制限の緩和について</p> |   |
| 会長                                | <p>審議案件について、事務局より説明願います。</p>  |
| 事務局                               | <p>〔資料2の1ページ〕</p> <p>住民センターの利用制限を規定している阪南市立住民センター条例施行規則の第2条第4項を記載している。住民センターで様々な利用をしたいが利用制限があるため、使い勝手が悪いというワークショップで頂いたご意見を踏まえ、特に点線で囲んでいる条例施行規則の第2条第4項の第1号から第3号について、市の施設、公の施設として住民センターの利用制限をどこまで緩和することができるのか、ご審議願いたい。</p> <p>〔資料2の2ページ〕</p> <p>阪南市住民センター条例の中から、設置目的や使用の制限に係る規定を抜粋したものを添付しております。</p>  |
| 会長                                | <p>今、事務局から説明のありましたことについては審議案件ですので、提案内容を認めるのか、修正するところは修正してもらおうのか、皆さんにご審議いただきたいと思います。</p> <p>事務局としては、点線で囲まれた部分を削除するということですか。</p>  |
| 事務局                               | <p>公の施設として、点線枠の中の条文をどこまで変更できるのかについて、ご議論願いたいと思っています。また、その場合の留意事項を下欄に記載しております。</p>  |
| 会長                                | <p>分かりました。まだ、何を削除するとか、文言をどのように変更するとかいう提案は書面では出ておりませんので、点線枠内(1)、(2)、(3)、それぞれについてどの程度緩和するのか、皆さんの意見としてお諮りしたいということですね、下欄の留意事項に関して特に補足説明はありますか。</p>  |
| 事務局                               | <p>1点目の営利目的利用に対して、公の施設としての大原則と記載しておりますことについては、公の施設となりますと、一個人の利益に資するものであってはならない。また、すべての住民の利益に寄与するものでなければならないということが大原則としてあると思います。また、条例の第1条に住民センターの設置目的として、住民福祉の向上と地域社会の振興に資するためと規定されており、この大前提に対して営利目的で使用するというのが可能なかどうかということが留意する点であります。</p> <p>2点目の物販や授業料徴収ということについては、1点目の営利目的にも関わることでもありますが、文化センター条例では、物販や教室利用に際しての使用料として割増料金を定めている。営利目的利用を認められるのであれば、文化センターと同じように割増料金を定める必要があるのではないかと考えております。</p> <p>3点目の体育実技については、そもそも、体育実技を想定した造りになっていないことや、畳や壁等の傷みが早くなるということも留意する必要があることから記載しております。</p> <p>4点目の料理教室については、調理実習を行う設備が整っていないし、調理施設となると常設になると思いますので、場所的な問題があります。</p> <p>5点目に、授業料徴収の伴う定期利用が独占的使用化に繋がるのではないかとということで記載しております。金銭の授受があると確実な開催が必須となり、それが徐々にエスカレートして、やがて独占的な利用に発展し、他の利用</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | 者との間でトラブルになるのではないかとということで留意点として記載しております。  |
| 事務局  | <p>補足させていただきます。施行規則第2条第4項の点線枠内、第1号の営利目的を制限する条文を撤廃することは、公の施設として指定管理者へ管理を委託している中で、本課としては地方自治法上、相応しくないと考えております。</p> <p>本課としては、住民センターの活用促進を図るうえで第2号と第3号について緩和できる要素があると考えておりますが、第2号の授業料徴収という点について営利目的との違いをどのようにするのか苦慮しており、講師への謝礼として参加者が集めるものは営利目的には該当しないものと考えておりますが、人によってはそれも営利目的と見られる方もおられますので、第3号については物理的な問題もありますので、特に第2号の改正について皆様のご意見を頂きたいと考えております。</p> |
| 会長   | <p>要するに、利用制限の緩和についてワークショップでもご意見が出ていたので、その方向で進めたいが、どの辺で線を引くことにするのか、またそれを記述する必要があるのか、自由にご意見を頂きたいということですね。</p> <p>皆さんご意見をお願いします。</p>   |
| D 委員 | <p>住民センターのあり方が変化するというので、今までどおりの補助、援助が受けられなくなる。独立して自主運営が基本になっていくものと思いますが、保守などいろいろな運営に係る経費は自ら生み出す必要が出て来る。そうなる管理というよりは経営者になる。自分で利益を出してその利益の中で運営を行っていく。</p> <p>となると、すべての住民センターにおいて経営ができるのか。多くの使用料収入を得てできるところもあるかと思うが、誰も使用する人がいなくて閑古鳥が鳴いているところもある。経営というのは会社と同じで、儲かる場所もあるれば儲からないところもあるように、個別の問題は別として、果たして運営が成り立つのかどうか疑問に感じる。</p>                            |
| 会長   | <p>もう一度確認させていただきますが、本日ここでご審議いただくのは、そのような抜本的なことではなくて、とにかく今の、現状の中で規制緩和したいかどうかということが議題ですよ。経営的な経営権まで委ねて好きなようにやって下さいということが議題ではないですよ。</p>   |
| 事務局  | <p>将来的には今後、ご議論いただくテーマになってくるかもしれませんが、本日ご審議賜りたいのは、本日お示ししている条文についてのごことで、現行の条例を如何にすれば、住民センターの利用率を上げ、使用料収入を増額させることができるのかということをご議論願いたいものです。</p>   |
| 会長   | <p>事務局としては、現状のまま施行規則に手を加えたいということですね。</p> <p>でも、第1号から第3号の議論をしていくうえで大事なご指摘を頂きましたので、記録として残しておいてください。</p>   |
| A 委員 | <p>第1号に「専ら」と掲げているので、普通なら第2号の規定は要らないと思う。第2号をわざわざ規定しているのは、専ら営利目的に第2号のようなことが含まれていないだろうと想定して、わざわざ規定しているのではないかと。逆に第2号を無くしてしまえば、いろいろな教室でも貸し出して使い勝手が良くなるのではないかと。会費や授業料などの問題が出て来るかもしれないが、ここでは教材費や授業料を徴収しても大丈夫ではないのか。</p>  |
| 会長   | <p>今のご意見に対していかがですか、第1号で「専ら」と規定されていますので、それだけ残しておけば、専らでないケースですね。常識として、例えばお花教室でお花を購入する費用というのは必要ですので、その費用を参加者から徴収するのは専ら営利目的にはならない。ただ個別の細かいケースになってく</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>るとすべてを挙げるのは難しいのですが、今のご提案ですと、第2号を無くしてしまい、第1号の規定があるので、それぞれの自主判断で良いのではないかというご意見ですね。</p> <p>私も、第1号があるので、第2号は無くしても良いのではないかと思うところがあるのですか、どのような議論でこの第2号を含めたのでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>条例施行規則ができたのが昭和56年でございます。委員からのご意見にもありましたように何らかの区別化を狙ったというのはあろうかと思いますが、詳細は分かり兼ねます。</p>   |
| 事務局  | <p>想像ですが、「専ら」とは専門的ということで、儲けることを専門的に例えば継続的に塾をやるとかが「専ら」ということになると思います。そのようなことは第1号の規定で排除する。また第2号では、半年に一回程度のスポット的なもので市民の皆さんの趣味や特技を活かして行うものであっても、授業料を取ってやることは除外されているのだと思いますが、先ほど委員からご意見を頂いたような、第2号を無くしてしまえば、市民の皆さんの趣味や特技を活かして行うものに対して、参加者の皆さんから会費を集めて謝礼をする程度のものは大丈夫になるのかと思いますので、その方向性も有なのかと思います。</p>  |
| E 委員 | <p>専ら営利を目的としてという部分についてですが、私の知っているところでは、毎週何曜日とか毎月何曜日とか、いろいろな習い事でいろいろな先生方が開催日を決めて営業されている。このような場合はどういう位置付けになるのですか。</p> <p>先生が住民さんに頼んで、住民さんが住民センターでやりたいからという体裁で住民センターの使用申し込みを出されているが、そういうのは違う気がしています。</p> <p>一方では、条例等に決められているのでルールをしっかり守って、住民センターでは無料でされている先生も居られる。その辺りをどう考えられますか。</p>  |
| 会長   | <p>まさに、核心部分になりますね。</p>  |
| 事務局  | <p>今回、規制緩和ということでご議論していただいておりますが、今のご意見がまさにこれからどうするのかということところです。厳密には、実態を確認してダメな場合は使用を止める必要もあると思いますが、住民センターは指定管理者制度で7年前から地域で管理をお願いしており、その時には、当然、禁止行為について張り紙をして周知したと聞いております。しかしながら、実際には地区からの要望で講師として来ていただいて、これでお食事でもしてくださいという形で、お帰り願っているケースがあるというのは聞き及んでいます。</p> <p>現状としてそのような運用をしている住民センターもあるということから、メリハリをつける意味合いからも第2号の規定がどうなのかということで、今回ご審議願っているところです。</p>                          |
| 会長   | <p>この問題は新しくて古いテーマである。我が国で固まってきた考え方としては、NPO 資格を取っていただいている団体のやることには、公共は文句を付けない。もちろん公共が文句を付けなければならないときは違法行為になりますが。また、公益法人ではほとんど問題ない。というのがひとつの考え方としてあります。</p> <p>また、白タク行為という課題がある。タクシーやバスというのは、株式会社である以上は専ら営利目的になりますけれども、一方で、近所の方が高齢者の送迎などでお礼を受け取った場合に営利となるのかボランティアの範囲なのか問題になっていたが、今は道路運送法上、営利企業運賃の半分程度であれば、金額を掲示して運行することはダメけれども、任意で善意で出されるものを受け取ることは認められるというふうになっている。また、無償運送の定義で</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>も、ガソリン代や保険代などの実費については受け取っても大丈夫になっている。</p> <p>参考までに申し上げましたが、実費は差し上げて良いのではないかと思います。</p>  |
| 副会長  | <p>実費だけではなく、低廉な料金というのもあると思います。ワークショップの利用目的で、先生が住民でという意見が出ていたと思います。今後、地域づくりの中で、自分の特技を儲ける訳ではなく社会貢献する中で、低廉な謝礼をもらうというコミュニティビジネスっぽいようなことも地域づくりの非常に重要な点であって、そのくらいの幅は認めないと人材が出てこないし、続かない。</p>  |
| B 委員 | <p>規制緩和により使いやすくして欲しいという意見に対して、点線で囲まれた条文を外して、果たして使いやすいようになるのか。</p>   |
| 事務局  | <p>利用率を上げること。また、様々な利用ができるようにということに対して、ご議論をお願いしている。</p>  |
| B 委員 | <p>副会長が言われたように、自分の地域の住民センターでも指導者に対して心付け程度のことをしているのは事実としてあり、今更、これを置き換えても、何ら使いやすさという点では変わらないと思う。</p> <p>これを外したら、有料で良いということになると思うが、住民センター条例第1条の「住民福祉の向上と地域社会の振興」という設置目的に対して、住民センターを維持していくうえで使用料収入を上げたいとなると、有料の方へ傾いてしまうのは当たり前のことだと思う。</p>   |
| 会長   | <p>今のご意見は、軽微な謝礼は現場でもやっているし、第2号を抜くだけでそんなに利用が増えるのかという素朴な疑問だと思うのですが、事務局としてどうですか。</p>   |
| 事務局  | <p>使いやすさと収益というのは別ではないかというのがご意見の趣旨であったかと思いますが、地域によってはそのような謝礼等を明確に断っているところもある中で、運用がバラバラということもあり、使いやすさという側面から条例施行規則の改正等についてのご審議を賜りたい。</p>  |
| 会長   | <p>よりクリアにしたいということですが、今、委員が仰いましたことは、クリアにすることは良いこととして、踏み込んだ話として言うほどのことかというご意見かと思います。</p>  |
| B 委員 | <p>公共施設で金儲けということには疑問符が付く。ところが、やはりちょっとした気持ちをしたいということで、指導者の人に行っているというのは日本人の常かと思う。それを明らかにやるとなると、逆にもっと問題が出てくるはないかと思う。</p> <p>自分住む地域の事例で、例えば習字を営利目的で教えたいという申し出があったが、建て前上、使えないということで、それならば我々の地域で借りている施設の空いている日に使わせてもらえないかということになり、地域で借りている施設を使っているケースがある。その人は明らかに授業料を取って教えている。これが住民センターで明らかにできるようになるとどうなるのかな。</p> <p>やっぱり住民の反発が出る。公共施設で明らかに授業料取ってお金儲けしていると。</p> |
| A 委員 | <p>でも、ある程度の管理費の確保、住民センターを管理していかなければならないということを含めて考えていくと、住民センターの空いているところをそのように有料で使ってもらっても良いのでは。</p>   |
| B 委員 | <p>空いている住民センターはそれで使ってもらって良いけれども、我々の地域の住民センターは詰まっている。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| A 委員 | 無理に貸す必要はないと思います。空き時間を利用して、そのようなところにも貸せるようにという趣旨です。   |
| B 委員 | 明らかに金儲けができるということをオープンにすると割り込んでくると思う。我々がやっているサロンは、当初は住民センターで始めたものであるが、住民センターの空きがなくなってきて、精一杯、週に1日しかできなくなり、それ以外にまちづくり協議会で使おうとしても使えないということが民家を借りる要因にもなった。空いているのであれば、無理に空けておく必要もないけれども。   |
| A 委員 | 指定管理者が居るので、空いているところでそのように貸すということができるのであれば貸してやれば良いし、空いていないところでは貸しようがないのだから。   |
| B 委員 | ただ、年度初めに受付をするのだが、公共施設を使って金儲けができるというのが分かっていたら、年度初めに抑えに来られる。   |
| A 委員 | 地域住民の皆さんでそれを OK という結論になれば OK すれば良いし、ダメならダメにする。それしかないのでは。   |
| B 委員 | ところが、公式に OK にしたいということで審議を求めている訳ですよ。  |
| 会長   | 提案内容としては、第1号の専ら営利を外したいという提案ではないでしょう。   |
| 事務局  | ないです。第1号は外すべきではないと考えております。   |
| 会長   | まとめますと、ある委員の仰いましたように、第1号は残して、第2号は外しても良いのではないのかというご意見で行くならば、現状追認で考え方もゆるくなり、多少の規制緩和にもなるのではないかと。そして、すっきりするというのが事務局側の説明にもありました。<br>また、別の委員の仰いましたのは、さらに踏み込んで第1号まで外してしまうのはまずいのではないかとということですね。<br>いろいろのご意見が出てきましたが、他にはございませんか。  |
| F 委員 | 地域によって住民センターの利用の仕方が全然違うと思うのです。私の地域の住民センターでは、一つの教室だけ何年も使っている。でも、そんなに騒がなくても、自治会長さんらがうまくやってくれている。しかしながら、皆さんまだ勤めながら役員をしてくれている。そんな中で、これは大変だと思う。<br>だから、地域で地域のやりやすいようにさせてもらえれば良いと思います。私の地域では祭りもありますので、祭りの時期が来たら地域がほとんど押さえる。かつては葬儀もしていたが、今ではしなくなった中で、うまく活用しているので、もう、地域に任してくれたら良いのではないかと思います。<br>新しくできてきた地域と祭りのある昔からの地域とでは、使われ方が全然違うと思います。 |
| 会長   | あまり細かく決めるよりは地域に任す。ただし、考え方としては、専ら営利というものは皆さんの中で整理できているのだから、それを残して、あとの判断は地域に任せるとのご意見ですね。<br>例えば、魚屋さんが住民センターで魚を売るというようなことはだめで、今のところそのような使い方はやっていないということですね。<br>私の意見としては、将来的にはそれをやっても良いと思うのです。<br>今のこの仕組みの上ではできませんが、誰も損のしない良いことなら、商売で入ってくるのも良いかと思います。<br>ほかにご意見はございませんか。第1号と第2号の議論については出ましたが、第3号についてはどうですか。                            |
| D 委員 | 第3号については表現を変更した方が良いと思います。体育実技又はそれを   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>伴うというところの線引きが難しいところがあると思います。日本舞踊は体育実技に入らないと思うのですが、ヨガやフラダンスはどうなのかということになってくると思います。</p> <p>使いたい人は、現場を見てできるかどうかの判断をしたいと思います。</p> <p>他の地域の住民センターが台風の被害で使えなくなった時に、私の管理している地域の住民センターを貸してもらいたいとの申し出があり、使えるかどうか現場を確認され、自分たちがする運動はカーペットではできるが、畳ではできないので結構です。と断りの返事があったというようなことが実際にありました。</p> <p>ですので、プロレスの団体が貸してくれというようなことは無いと思うのですが、破損の伴うような行為とか表現を変えた方が良いと思います。</p> |
| 会長   | <p>それぞれの住民センターの環境条件に適合しないものについては具合が悪いが、体育実技というような具体的な表現で縛りを掛けるよりは、その判断については、先ほどの委員からのご意見のように、地元任せるといふようなやり方の方が良いのではないかとのご意見であったと思います。</p>   |
| C 委員 | <p>何とか体操とかやっていますよね。</p>   |
| A 委員 | <p>百歳体操とか、こつこつゆうゆう体操とかやっていますね。ただ、体育に当てはめるのはどうかと思います。</p>  |
| 会長   | <p>今、流行っていますね。高齢者、90 歳の方が畳の上でやれる体操というのが。それを体育実技と言うのはいかがか、と仰いますのはごもっともですね。</p>   |
| A 委員 | <p>これは変更しないとイケない。</p>   |
| 会長   | <p>では、第3号については変更するということで。</p> <p>基本的にはこの表現を取ってしまう。ただ、全く無くしてしまって良いのかということ、やはり環境条件に合わないものは具合が悪いので、別の表現に変えてはどうかということですね。</p> <p>第4号から第7号については、残しておくということが良いですか。</p>  |
| 副会長  | <p>例えば、第5号の「長期的かつ独占的に使用するとき。」についてですが、先ほどのふれあいサロンでもありましたが、住民活動で毎週水曜日の午前中とか、定期的に貸すことで利用が高まる活動があると思うのですが、そういう場合は、この長期的かつ独占的に使用する時になるのでしょうか。</p>  |
| 会長   | <p>事務局としてはいかがですか。それで困っているような場合はあるのですか。</p>  |
| 事務局  | <p>実際に利用されている事例があるのは聞いておりますが、そのような利用のために自治会の本来の行事で使えないなどのクレーム的なものは耳にしておりません。</p>  |
| A 委員 | <p>長期的というのは、どういう意味なのでしょう。例えば、1週間ぶっ通しで1ヵ月間貸して欲しいとかいう場合なのか。</p>   |
| 事務局  | <p>そういうことだと思います。</p>  |
| C 委員 | <p>住民センターではないが、市が管理している土地を月に1回借りたいということで、その土地を管理している部署へ許可申請で相談に行ったときに、一時使用ではなく長期使用になると言われたケースがある。</p>   |
| 副会長  | <p>一方で、老人福祉センターなどでもクラブ活動で全部埋まってしまって、随時、いざというときに使えないという弊害もあるのですが、そのバランスを取って運営するときに、この条文でまったくダメですということになると、また問題になりますね。</p>  |
| A 委員 | <p>指定管理者が調整する問題だと思いますが。</p>   |
| C 委員 | <p>私の地域では、3つ程、定期的に月に1回使われているものがあるけれども</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | 平日だけなので、我々が使うのは土日の方が多いので、別に問題になっていない。   |
| A 委員 | 指定管理者がそれで良いという判断をするならば、それで良いのではないか。ただ、長期的かつ独占的というのは、月に1回とか毎週1回とかそれをずっと半年間や1年間続けるというような意味ではないと思う。1ヵ月間借りっぱなしとかいう場合だと思う。それから独占的というのは、敷地全部を貸し切って誰も入れないというような借り方とか、そういう意味ではないのか。 |
| C 委員 | 判断は我々、指定管理者に任せて下さいということ。  |
| D 委員 | 私の管理しているところでも多々あります。いろいろな方々が申し込みに来られますが、定期的な利用で毎週理まっているが、お互いに連絡を取り合っているのではないかと思うくらい、うまく申し込まれている。私が調整するまでもなく年間ずっとやっていますから、そこは管理者の調整範囲かと思います。                                 |
| C 委員 | だから、予約状況をネットで見られるようにしてくれたら、その人達がうまくやってくれる。  |
| 副会長  | よっぽど地元で調整できない場合には、第7号の「その他、市長が不相当と認めるとき。」の規定で行政が指導に入るということで良いのではないかという気がします。  |
| 会長   | 今の議論をまとめると、第5号については要らないのではないか。皆さんの自治能力が高いから任せておいて良いのではないか。また、あまりにも極端なケースについては、第7号の規定を残しておけば行政が介入できるので、自治としてはうまくやっていける。というのが皆さんの意見ですが、事務局としてはどうですか。                          |
| 事務局  | おそらく、声の大きな方が独占的にするということがなければ外しても良いのだろうと思うところはあると思いますが、実際にはそういうことも想定されますのでどうかと思います。  |
| 会長   | たぶん、皆さんが仰いますのは、みんながうんざりするような声の大きい方が、何年にも渡って自治会活動を妨害するようなことは現実にはないから大丈夫だということですね。では、どうですかこの第5号については。   |
| 事務局  | 条例施行規則ということになれば、当然、議会の承認も必要になりますので、その手続きに向けての改正案をご提示して、再度ご審議賜るかと思います。<br>本日頂いたご意見やご指摘事項について、議事録に取りまとめたくうえで再度確認し、次回の審議会でお示しできればと思っております。                                     |
| 事務局  | 本日、様々なご意見を頂きました。一方で委員が仰いますように使用の実態としてバラつきもあるというご指摘も頂きましたので、条例とかなりますと固くなりますので、本日頂いたご意見を踏まえて、条例施行規則の下に、例えば、ガイドラインなどを作れば少しは分かりやすくなると思いますので、そのような対応を考えさせていただければと思います。           |
| 会長   | 委員の意見だと、そのガイドラインもあまりにも踏み込んでいけないが、一方で全く無くしては、際立った不当な利用を抑制しにくいケースのような場合もある。<br>では、この点線の中については変更していただいて、その下の部分については、ガイドラインで必要ならば規定するという一方で、それも極力抑えた方が良いのだと思います。                |
| 事務局  | 指定管理者の裁量をよりしっかりと明確にできるようなガイドラインの作成に心がけて、今後ご提示させていただければと思います。  |
| 会長   | 分かりました。では、審議案件としての利用制限の緩和については、本日、文言までは最終確認できませんが、今の趣旨を活かした文言でつくるというこ   |

|      |  |
|------|--|
|      | とにしておきましょう。そして、その作成されたものについてはどうしますか。審議会で審議したことなので、委員の皆さんに見ておいていただいた方が良いと思います。次回、提示されますか。   |
| 事務局  | 改めてご提示させていただきます。   |
| 会長   | 外に、ご意見ございませんか。   |
| A 委員 | <p>住民センターの使用料についてですが、エアコンを使用した場合と使用していない場合で使用料の徴収の仕方が変わる。春先などエアコンを使わない時もあるだろうが、一律にしてはどうか。</p> <p>ちょっとでも使用料収入を増やして維持管理費に回せるようにと考えていくのであれば、また、徴収する方も大変。</p>  |
| 事務局  | <p>今のご指摘ですが、資料1の4ページの3の②に減免の見直しということ掲げております。なぜ減免を見直すのかといいますと、委員からもご指摘を頂きましたように、受益者負担という値上げや値下げではなく、適正化を図りたいと思っていますので、今のご指摘もセットで取り扱わせていただければと思っています。</p>  |
| 会長   | <p>簡素化ということは大事ですので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、次第5のその他について、事務局より説明願います。</p>  |
| 事務局  | <p>年度変わりを迎えます、審議会委員の交代がございます。</p> <p>阪南市住民センターあり方検討審議会委員構成であります、関係団体の代表者のうち、阪南市市民活動センターの指定管理者が4月から他の事業者へ変わりますことから、特定非営利活動法人大阪NPOセンターの小坂委員が、また、同じく、関係団体の代表者のうち、阪南市自治会連合会 会長であります、D委員が連合会長の任期満了のため、本日が最後となります。</p> <p>D委員と、本日、欠席されております小坂委員におかれましては、本審議会運営に、ご理解とご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>なお、後任の委員につきましては、次回審議会開催までに、ご報告させていただきますと考えております。</p> |
| 会長   | <p>退任される西浦さんには、今後ともご協力を頂けましたら幸いです。</p> <p>皆さんありがとうございました。</p>  |